

令和2年度 第1回鴨川市水道事業運営委員会次第

日 時 令和2年5月14日（木）午後3時00分

場 所 鴨川市水道局 1階 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

1. 令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）
2. 令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年
期間：自 平成31年4月1日
至 令和3年3月31日

氏 名	職 名	備 考
鈴 木 美 一	市 議 会 議 員	
福 原 三 枝 子	〃	
梶 恵 子	識見を有する者	
中 村 康 仁	〃	
高 梨 俊 和	〃	
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	

議案第 号

令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度鴨川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第1款	事業費	1,499,637 千円	△ 1,630 千円	1,498,007 千円
第1項	営業費用	1,375,810 千円	△ 1,630 千円	1,374,180 千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 635,663千円は、過年度分損益勘定留保資金 439,400千円、減債積立金 147,233千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,030千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	300,001 千円	2,299 千円	302,300 千円
第3項	国県補助金	0 千円	2,299 千円	2,299 千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職員給与費	178,658 千円	△ 1,630 千円	177,028 千円

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

1) 令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業費			1,499,637	△ 1,630	1,498,007		
	1 営業費用		1,375,810	△ 1,630	1,374,180		
		2 浄水費	569,557	△ 292	569,265	給料	△ 232
						手当	△ 60
		3 配水及び給水費	152,642	△ 383	152,259	給料	△ 304
						手当	△ 79
		5 総係費	143,235	△ 955	142,280	給料	△ 753
	手当					△ 202	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的收入			300, 001	2, 299	302, 300		
	3 国県補助金		0	2, 299	2, 299		
		1 国庫補助金	0	2, 299	2, 299	国庫補助金	2, 299

2) 令和2年度鴨川市水道事業会計補正(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	45,099	1,630	46,729
減価償却費	470,003	0	470,003
引当金の増減額(△は減少)	△ 232	0	△ 232
長期前受金戻入額	△ 136,363	0	△ 136,363
固定資産除却損	1,059	0	1,059
未収金の増減額(△は増加)	1,378	0	1,378
未払金の増減額(△は減少)	5,448	0	5,448
たな卸資産の増減額(△は増加)	80	0	80
業務活動によるキャッシュ・フロー	386,472	1,630	388,102
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 475,523	0	△ 475,523
負担金による収入	0	0	0
国庫補助金等による収入	0	2,299	2,299
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 475,523	2,299	△ 473,224
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000	0	300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 376,060	0	△ 376,060
出資金による収入	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,060	0	△ 76,060
資金減少額	△ 165,111	3,929	△ 161,182
資金期首残高	1,251,087	0	1,251,087
資金期末残高	1,085,976	3,929	1,089,905

3) 給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	7	14 (9)	18,175	72,908	43,455	134,538	42,490	177,028
補 正 前	7	14 (9)	18,175	74,197	43,796	136,168	42,490	178,658
比 較	0	0 (0)	0	△ 1,289	△ 341	△ 1,630	0	△ 1,630

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	休日勤務 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直 手 当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	2,376	499	30	8,275	386	57	729	18,243	12,380	336	144	43,455
	補正前	2,376	499	30	8,275	386	57	729	18,441	12,523	336	144	43,796
	比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 198	△ 143	0	0	△ 341

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	7	14 (0)	100	72,908	42,955	115,963	39,510	155,473
補 正 前	7	14 (0)	100	74,197	43,296	117,593	39,510	157,103
比 較	0	0 (0)	0	△ 1,289	△ 341	△ 1,630	0	△ 1,630

※ ()内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員 手当の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時間外勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	2,376	499	30	8,275	386	57	729	17,743	12,380	336	144	42,955
	補正前	2,376	499	30	8,275	386	57	729	17,941	12,523	336	144	43,296
	比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 198	△ 143	0	0	△ 341

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	0	0 (9)	18,075	0	500	18,575	2,980	21,555
補 正 前	0	0 (9)	18,075	0	500	18,575	2,980	21,555
比 較	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

[illegible]

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額（千 円）	増 減 事 由 別 内 訳（千 円）		説 明	備 考
給 料	△ 1,289	給与改定に伴う 増 減 分	0		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	0		
		その他の増減分	△ 1,289	給料の減	
職 員 手 当	△ 341	制度改正に伴う 増 減 分	0		
		その他の増減分	△ 341	期末手当等の減	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		企 業 職 給 料 表 適 用		教 育 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	適 用 職 員	(一) 適 用 職 員	(二) 適 用 職 員	(三) 適 用 職 員
令和 2 年 5 月 1 日 現在	平均給料月額(円)	368,808	303,100				
	平均給与月額(円)	429,102	367,756				
	平均年齢月数(歳)	47. 1	48. 5				
令和 2 年 2 月 1 日 現在	平均給料月額(円)	363,841	300,000				
	平均給与月額(円)	443,157	386,541				
	平均年齢月数(歳)	46. 1	48. 2				

イ 初任給

区 分		企 業 職 給 料 表 適 用		教 育 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	適 用 職 員	(一) 適 用 職 員	(二) 適 用 職 員	(三) 適 用 職 員
鴨川市	高校卒	(円) 154,900	(円) 146,100 ～ 165,900	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中 5 卒 (円)
	大学卒	182,200					
国	高校卒	150,600	147,900	短大卒		短大卒	旧中 5 卒
	大学卒	182,200					

ウ 級別職員数

区 分		企 業 職 給 料 表 適 用 職 員				教 育 職 給 料 表		医 療 職 給 料 表		医 療 職 給 料 表		医 療 職 給 料 表	
		一 般 行 政 職		技 能 労 務 職		適 用 職 員		(一) 適 用 職 員		(二) 適 用 職 員		(三) 適 用 職 員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2年5月1日 現在	7 級	1	8.3										
	6 級	1	8.3										
	5 級	8	66.8										
	4 級	1	8.3										
	3 級	1	8.3	1	50.0								
	2 級			1	50.0								
	1 級												
	計	12	100.0	2	100.0								
令和 2年2月1日 現在	7 級	1	8.3										
	6 級	1	8.3										
	5 級	7	58.4										
	4 級	2	16.7										
	3 級	1	8.3	1	50.0								
	2 級			1	50.0								
	1 級												
	計	12	100.0	2	100.0								

(級別の基準となる職務)

区 分	企 業 職 給 料 表 適 用 職 員	教 育 職 給 料 表 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (一) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (二) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (三) 適 用 職 員
7 級	局長、主幹				
6 級	次長				
5 級	係長、主査				
4 級	副主査				
3 級	主任主事、主任技師				
2 級	主事、技師				
1 級	主事、技師				

エ 昇給

区 分		合 計	企 業 職 給 料 表 適 用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
			一般行政職	技能労務職	適 用 職 員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職 員 数 (A) (人)		14	12	2				
昇給に係る職員数 (B) (人)		14	12	2				
号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)							
	2号給 (人)							
	3号給 (人)							
	4号給 (人)	14	12	2				
	5号給 (人)							
	6号給 (人)							
	7号給 (人)							
	8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	100.0				

備 考 令和2年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月（月分）	12 月（月分）			
本 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
前 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国 の 制 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2%～20%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%) (令和2年5月1日現在)	—
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和2年5月1日現在)	—
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	—

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 号

令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）

1 提案理由

令和2年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第1号）を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

支出

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 事業費		1,499,637	△1,630	1,498,007
	1 営業費用	1,375,810	△1,630	1,374,180

（2）資本的収入及び支出

収入

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		300,001	2,299	302,300
	3 国庫補助金	0	2,299	2,299

3 補正概要

（1）収益的収入及び支出

（支出） 営業費用の減額

（2）資本的収入及び支出

（収入） 国庫補助金の追加

報告第 号

令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について
令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和2年 月 日

鴨川市長 亀田 郁夫

令和元年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金等			
1 資本的 支出	1 建設改良 事業費	加茂川中部地区 配水管布設替工 事	円 49,280,000	円 0	円 49,280,000	円 0	円 19,077,354	円 30,202,646	円 0	円 0	鴨川市施工の道路造成工 事の繰越に伴い、工期を 延長するもの。
		貝渚地区舗装本 復旧工事	30,000,000	0	30,000,000	27,300,000	0	2,700,000	0	0	調査・設計に時間を要し たため。
		小山水道タンク 更新工事	29,843,000	0	29,843,000	13,500,000	0	16,343,000	0	0	調査・設計に時間を要し たため。
		石上配水場無停 電電源装置設置 工事	3,300,000	0	3,300,000	3,300,000	0	0	0	0	調査・設計に時間を要し たため。
		石上配水場換気 扇設置工事	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0	0	0	0	調査・設計に時間を要し たため。
合 計			113,523,000	0	113,523,000	45,200,000	19,077,354	49,245,646	0	0	

南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書（案）

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町（以下「各市町」という。）並びに三芳水道企業団（以下「各市町等」という。）は、南房総地域の水道事業の効率化を図るため統合・広域化について検討を重ねてきた結果、その方向性と、統合・広域化基本計画の策定及び協議検討をさらに進めることについて合意したので、以下の条項により覚書を締結する。

（対象事業）

第1条 この覚書は、各市町を給水区域とする水道事業を対象事業とする。

（統合する地域）

第2条 対象事業を統合する地域は、南房総地域広域化基本構想に基づき、夷隅地域（勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町）、安房地域（館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町）の2地域とする。

（統合形態）

第3条 統合は、両地域の各市町等がそれぞれの地域で進めるものとし、統合形態は、水平統合とする。なお、以下の条項に定める事項については、両地域においてそれぞれ行うものとする。

（協議検討組織）

第4条 この覚書により統合・広域化の協議検討をさらに進めるための組織（以下「組織」という。）を、各市町等が協議して別に設置するものとする。

（経費負担）

第5条 組織の運営に必要な経費は、各市町等が協議して負担額又は負担割合を定め負担するものとする。

（統合・広域化基本計画策定姿勢）

第6条 統合・広域化基本計画の策定に当たっては、収入・支出を精査し適切な財政見通しが立てられるよう留意の上、事業を計画するものとする。

（統合の時期）

第7条 統合の時期は、組織において検討した結果をもとに、各市町等が協議して定める。

（統合効果）

第8条 統合の効果は、その配分を調整する協議検討において、各市町等全てが享受できるものとする。

（統合後の経営主体）

第9条 統合後の水道事業は、新たな経営主体（以下「経営体」という。）が経営する。

（水道料金等）

第10条 統合後の水道料金は、第6条に定める事業計画をもとに経営体が定める経過措置期間を経た日に統一することを基本とする。

2 水道料金以外の加入金、手数料等の額は、統合時に統一することを基本とする。

（水道施設の整備・更新）

第11条 経営体が地域動向への対応、給水サービスの向上などのため行う水道施設の整備・更新は、各市町等の水道施設整備計画を尊重し策定する計画により進めるものとする。

(資産等の引継ぎ)

第 12 条 統合時において、各市町等が所有し事業の用に供している資産等は、経営体がすべて引き継ぐことを基本とする。

2 統合時において、事業の用に供していない資産等は引継ぐ対象とはせず、当該資産等を所管することとなる各市町において整理処分することを基本とする。

(財政調整)

第 13 条 統合前において、各市町等の水道事業が累積欠損金を有するときは、統合までに解消することを基本とする。

(統合後の財政負担)

第 14 条 統合後の水道事業に対する各市町の負担は、地方公営企業繰出基準その他を参考に組織において検討した結果をもとに、各市町等が協議して定めるものとする。

2 前項の検討及び協議において、統合前に各市町が負担していた経費等については、それぞれの負担の趣旨等を尊重して検討及び協議を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この覚書に定めのない事項又は覚書の内容に疑義が生じた時は、各市町等が協議の上定めるものとする。

本覚書の証として 9 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 3 0 年 月 日

館山市北条 1 1 4 5 番地の 1

館山市

市長

○ ○ ○ ○

勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1

勝浦市

市長

○ ○ ○ ○

鴨川市横渚 1 4 5 0 番地

鴨川市

市長

○ ○ ○ ○

南房総市富浦町青木 2 8 番地

南房総市

市長

○ ○ ○ ○

いすみ市大原 7 4 0 0 番地 1

いすみ市

市長

☐ ☐ ☐ ☐

夷隅郡大多喜町大多喜 9 3 番地

大多喜町

町長

☐ ☐ ☐ ☐

夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2 番地

御宿町

町長

☐ ☐ ☐ ☐

安房郡鋸南町下佐久間 3 4 5 8 番地

鋸南町

町長

☐ ☐ ☐ ☐

館山市北条 1 1 4 5 番地の 1

三芳水道企業団

企業長

☐ ☐ ☐ ☐